



NMPA 登録代行サービス

GUNA化粧品株式会社

寧波光尔涛商貿有限公司

中国市場には興味があるけど...とお考えのメーカー様へ

自由貿易から一般貿易へ

中国当局による越境ECに
対する規制により
一般貿易へシフトする動き？

EC販売でもNMPA登録の可能性

将来的には越境ECでも
登録が必要になる可能性が...

一般貿易のデメリット

煩雑な登録手続きと在華責任を
どこに依頼すればいいのか...



4つの安心サポートで貴社の中国進出をお手伝いします

Support 1



安心の料金体系

定額・低価格で
お引き受けします。

特殊用途化粧品の場合は
加算料金が発生します。

Support 2



安心の迅速対応

6～8ヵ月での登録を
目指します。

特殊用途化粧品の場合は
審査・検査に2～3ヵ月の
期間延長が生じます。

Support 3



安心の登録窓口

弊社の現地法人が
在華責任法人になります

あくまでも登録窓口であり、
独占代理店ではありません。

Support 4



安心の販路確保

弊社の販売チャンネルを
ご利用頂けます。

弊社の取引先商社を通じて
販売のお手伝いをさせていただきます。

中国における化粧品の輸入規制とは？

中国への化粧品の輸出を行う場合は、NMPA（国家食品薬品監督管理総局）が発行する「輸入化粧品衛生許可証」の取得が義務付けられています。
NMPA登録のない商品は店頭販売することができません（EC販売は登録不要）※1
「輸入化粧品衛生許可証」の有効期限は4年間です。期限延長手続もあります。

中国の化粧品の定義とは？

化粧品とは塗布・噴射、或いはその他の類似方法で人体皮膚、毛髪・ツメ・唇・歯等に使用し、清潔・保養・美化・修飾・外観の変化または体臭を緩和し、良好な状態を保つことを目的とする製品をいいます。その他食用・治療用に関する商品は健康食品又は薬品として申請することになります。

中国の化粧品分類は？

中国の化粧品は「特殊用途化粧品」と「非特殊用途化粧品」に分けられています。特殊用途化粧品は育毛用、ボディケア用、バスト美容用、ヘアカラー用、パーマメント用、日焼け止め、消臭用、シミ取り用、脱毛用、9種類があります。

「非特殊用途化粧品」はヘアケア、スキンケア、メイクアップ、ネイルケア、芳香、5種類があります。

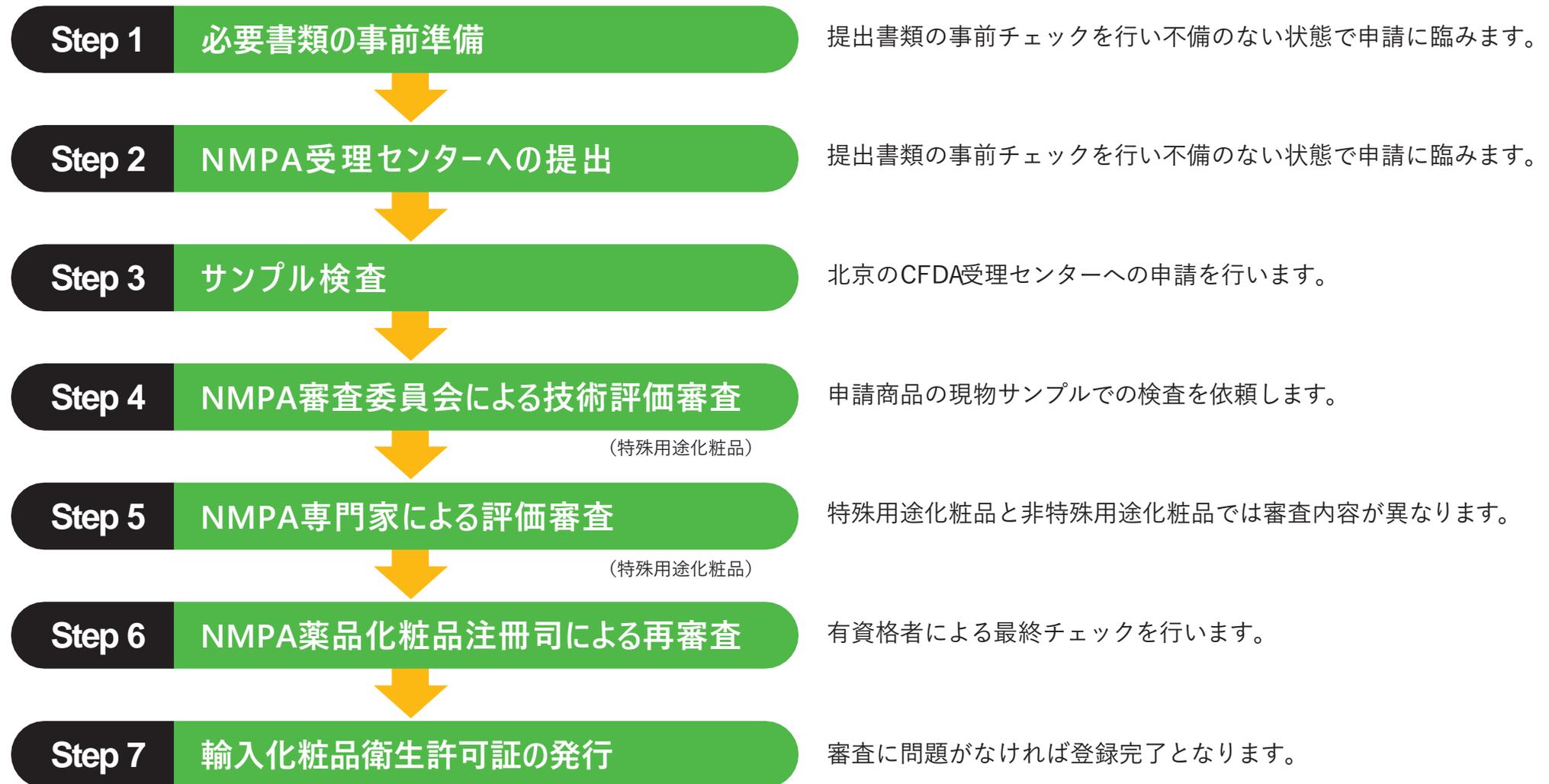
日本の医薬部外品は特殊化粧品か薬品になる可能性がありますので、化粧品の成分表、品質基準、パッケージを確認後に判断致します。

※1 2016年4月に発表された制度変更により、越境ECの保税モデルにも一般貿易と同様の手続きが必要となり、大混乱に陥りました。その結果、1年間の猶予期間が定められ、猶予期間中は以前の基準が適用される事になっています。その後、更に猶予期間は延長（2017年12月31日まで～2018年12月31日まで）されていますが、将来的には新たな制度が適用され、NMPA登録が必要になると考えられています。



NMPA登録の流れは？

GUNA Cosmetics Co.,Ltd.

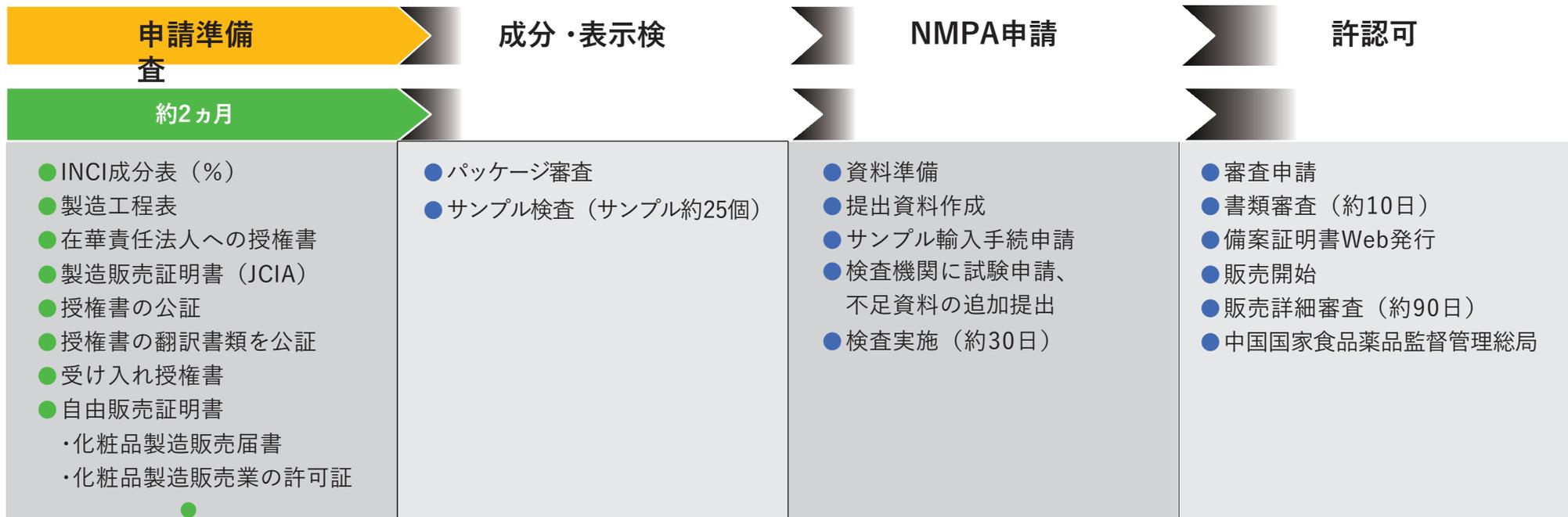


※実際の申請業務に関しては、弊社寧波オフィスのスタッフと年間2,200skuの登録を手掛ける広州の代行業者が行いますのでご安心下さい。
必要書類の提出依頼、修正依頼等の日本国内業務に関しては弊社国内専任スタッフが行います。

NMPA登録に要する期間は？

GUNA Cosmetics Co.,Ltd.

申請準備から許認可までの流れ



申請可否の判断

この段階で申請可能か否かの判断を行いません。
禁止成分の配合等で申請できない場合もございますので予めご了承下さい。

- ① 「非特殊用途化粧品」は約6ヵ月必要です。
- ② 「特殊用途化粧品」は約1～2ヵ月の期間延長が必要です。
- ③ サンプル検査期間は上海CDCが約3ヵ月、江蘇省CDCが約2ヵ月必要となります。
- ④ 日焼け止め用品はSPF値、PA値のパッチテスト測定の必要がありますので、18ヵ月必要です。育毛、ボディケア、バスト美容商品にはヒト試験がありますので、約150日必要です。
- ⑤ NMPA審査期間特殊用途化粧品の資料は毎月10日までにNMPAへ提出し、毎月の第三週に評価審査が行われます。一回の評価審査は約10～15日かかり、年に12回あります。
- ⑥ 裏面ラベルがなければ店舗販売する事が出来ません。ラベル作成は別途費用がかかります。

NMPA登録に要する費用は？

GUNA Cosmetics Co.,Ltd.

申請代行費用 ■化粧品／概算

化粧品の種類	全額（円）				所要時間			
	検査費用	公証・翻訳費用	代行手数料	合計金額	検査	審査（備案）	審査（一般）	
一般化粧品	ヘアケア化粧品	15万	1～4万	25万	41～44万	60日	10日	60日
	一般スキンケア化粧品	12万	1～4万	25万	38～41万	60日	10日	60日
	目周りスキンケア化粧品 （使用上目と接触する可能性が高い）	15万	1～4万	25万	41～44万	60日	10日	60日
	一般メイクアップ化粧品	12万	1～4万	25万	38～41万	60日	10日	60日
	アイメイクアップ化粧品	15万	1～4万	25万	41～44万	60日	10日	60日
	リップ・口紅関連	12万	1～4万	25万	38～41万	60日	10日	60日
	ネイル・爪化粧品関連（足爪を含む）	10万	1～4万	25万	36～39万	60日	10日	60日
	芳香剤	12万	1～4万	25万	38～41万	60日	10日	60日
特殊化粧品	日焼け止め・紫外線防止用	21～28万	1～4万	36万	58～68万	80日	-	60～120万
	シミ・ニキビ対策用 （美白作用の化粧品も含む）	21～28万	1～4万	36万	58～68万	110日	-	60～120万
	デオドラント化粧品・消臭	15～20万	1～4万	36万	52～60万	110日	-	60～120万
	脱毛用	10～20万	1～4万	36万	47～60万	110日	-	60～120万
	染毛剤・ヘアカラー関連	13～28万	1～4万	36万	50～68万	80日	-	60～120万
	パーマ処理液	17～20万	1～4万	36万	54～60万	80日	-	60～120万
	シェイプアップ	30～60万	1～4万	40万	71～104万	160日	-	60～120万
	バスト効果の化粧品	30～60万	1～4万	40万	71～104万	160日	-	60～120万
育毛剤	40～70万	1～4万	40万	81～114万	160日	-	60～120万	

※お申し込み時にNMPA登録代行費用＋翻訳・事務代行費用の50%、登録完了時に残り50%のお支払となります。

※CDC検査費用は商品カテゴリーによって異なりますので、検査依頼の時点で実費請求とさせていただきます。

※特殊用途化粧品の場合は費用・期間が異なりますので、別途お見積りさせていただきます。

※検査用サンプルの郵送費（北京まで）はご依頼主様負担とさせていただきます。

※商品の用途により追加検査費用はご依頼主様負担とさせていただきます。

化粧品 申請の場合

- ① 化粧品行政許可サイトで使用する ID とパスワードの申請書
 - ② 化粧品輸入の行政許可申請表（政府の書式）
 - ③ 製品の成分表
 - ④ 製品の説明書
 - ⑤ 製品の中文名称と命名根拠
 - ⑥ 在中責任会社の授権書及び関連公証文書
 - ⑦ 在中責任会社の営業許可証の写し
 - ⑧ 製品の生産国における生産販売証明文書
 - ⑨ 製品品質安全規制要求、製品技術要求
 - ⑩ 検査機関が発行した検査報告書および関連書類
 - ⑪ 輸入前の製品包装（製品ラベル、製品説明書を含むパッケージデータ）
 - ⑫ 委託加工契約書と委託加工業者の品質証明書類
 - ⑬ 生産プロセス
 - ⑭ 化粧品の原料及び原料の提供元が狂牛病発生地域の危険物質・利用禁止・制限
-
- ⑮ 新原料行政許可申請表
 - ⑯ 新原料研究開発報告
 - ⑰ 新原料の生産プロセス
 - ⑱ 新原料の安全規制要求
 - ⑲ 毒性及び安全性評価資料（日本での毒性及び安全性試験データー）

※上記以外に検査機関での検査用にサンプルのご提供が必要となります。その他必要書類については案件ごとにお知らせすることとなります。



① 化粧品行政許可サイトで使用する ID とパスワードの申請書

クライアント様には下記のような授權書の作成にご協力いただきます。

**进口非特殊用途化妆品备案境内责任人
授权书**

经双方协商一致,现就进口非特殊用途化妆品备案境内责任人授权有关事宜明确如下:

授权方: 株式会社 [REDACTED]
被授权方: [REDACTED] 公司
授权范围: 所有品牌
授权时限: 长期

授权方(签章):
负责人(签字):
地址: [REDACTED]
联系方式: 03-6876-0781
年 月 日

被授权方(签章):
法定代表人(签字):
地址: [REDACTED]
6-20 [REDACTED]
联系方式: 138-1112-1224
年 月 日

Letter of Authorization

We, [REDACTED]
[REDACTED] Now authorize [REDACTED]
[REDACTED] as the declaration responsible unit in
China by CFDA administration licensing for all cosmetics products
produced by our company.

The above-mentioned agent has been entrusted

- 1) Act as the declaration responsible unit in China by administration licensing for all cosmetics products produced by our company.
- 2) To confirm application materials by affixing your seals there on behalf of the applicant.

This authorization is valid since the date of signature
Signature of responsible person:

Date: Jul. 23, 2018

Authorization agent (Seal)

③ 製品の成分表

成分を構成する原料比率や配合目的などを記入した成分表をご提出いただきます。

(例)

①							
	① 配合成分を、水や防腐剤などの複数の原料で構成する場合、細かく分けて記入します。 Carryover成分記入し配合目的に「Carryover」とご記入ください。			② ①の成分の、製品に対する配合量です。全部合わせると 100% になります。	③ ②の成分を 100% としたときの、各原料の配合量です。	④ 製品に対する原料の配合量	⑤ 成分を製品に配合している目的です。
成分含有量 (%)	INCI	成分名	成分含有量 (%)	原料配合百分比	配合量 (%)	配合目的	
1	WATER	水	79.978	100%	79.977	基剤	Bass
2	GLYCERIN	グリセリン	2	100%	2	保湿剤	Skin-Conditioning Agent
3	CETYL PALMITATE	バルミチン酸セチル	2.5	40%	1	乳化剤	Surfactants Emulsifying Agent
4	SORBITAN OLIVATE	バルミチン酸ソルビタン		30%	0.75		
5	SORBITAN OLIVATE	オリーブ油脂脂肪酸ソルビタン		30%	0.75		
6	ARTEMISIA CAPILLARIS FLOWER EXTRACT	カワラヨモギ花エキス	1	0.03%	0.0003	保湿剤	Skin-Conditioning Agent
7	EUGENIA CARYOPHYLLUS (CLOVE) FLOWER EXTRACT	チョウジエキス		0.07%	0.0007		
8	GLYCERYL CAPRYLATE	カプリル酸グリセリル		35%	0.35		
9	BUTYLENE GLYCOL	BG		44.9%	0.449		
10	WATER	水		20%	0.2		

④ 製品の説明書

中文の製品説明資料があれば中文説明書を、なければ日本語の説明資料をご提出いただきます。
使用方法や使用上の注意などの説明書情報をご提示ください。

■ 他社様の日本語提出資料の例(モザイク済み抜粋)

(1) 名称: [モザイク]

販売名: [モザイク]
種別: [モザイク]
容量: 300g
全成分: 水、[モザイク]

製品特徴
[モザイク]

1 回のご使用目安
[モザイク]

ご使用方法
[モザイク]

■ 中文翻訳例

化妆品基本说明

【产品名称】
商标名+通用名+属性名

【感官指标】（下面是举例说明）
颜色：xx 色；性状：膏状；气味：无味、无赋香；其他：无

【使用方法】
护肤结束后，取适量于面部上妆，用指尖轻轻按压抹匀。
注意事项：
使用后请盖好盖子请将本品置于婴幼儿触及不到之处请勿在极高温度、极低温度、日光直接照射处存放若不慎入眼，请以大量清水迅速冲洗

【贮存条件】
室温、避光

【保质期】
本产品保质期为3年 标注格式为：生产批号和限期使用日期备注：标签或说明书中有关使用方法、贮存条件及保质期的标注应按照国家有关规定执行。

【产品包装】
产品原包装平面图

⑤ 製品の中文名称と命名根拠

1				
2				
3				
4				
5				
6				

■ 中文名称決定について 他社様の一例（モザイク済み抜粋）

既に製品の中文名がある場合

中文名をご提示ください。

中文名がない場合

日本語名と英語名をご提示ください。(上記例参照)弊社側ではそれを直訳した仮版の名称をご用意します。

製品の命名について

製品命名は、NMPA申請だけでなく、今後の様々な申請・登録や、中国で販売を行う際に正式名称として使用することとなります。日本語名称に近い音から当て字で命名するケースもありますが、多く場合、消費者に製品の効能や質の良さが伝わり、かつ印象に残せるような意味を込めた命名を行う必要があります。そのため、原則として貴社と在華責任会社で命名することをお勧めしております。もし、命名が自社と在華責任会社だけで困難である場合はご相談ください。

■ 中文命名根拠について 他社様の資料一例（モザイク済み抜粋）

名称:	
1.	“ ”
2.	“ ”
3.	“ ”
综上所述, 本产品命名	

命名根拠について

製品の命名者が作成しご提出ください。

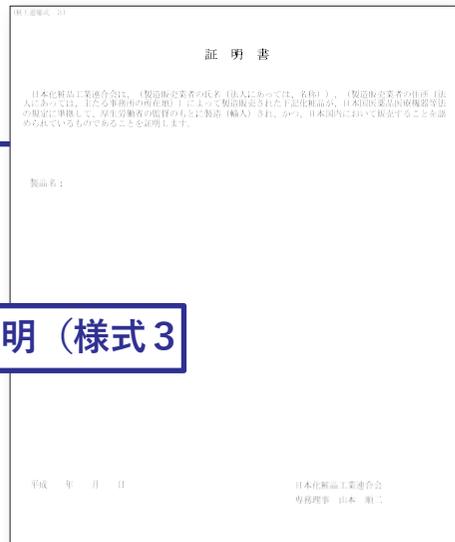
⑦ 在中責任会社の営業許可証の写し



⑧ 製品の生産国における生産販売証明文書

製品が生産国（地域）または原産国（地域）で生産・販売されていることを証明する文書です。
 原文が日本語である場合、中国翻訳文書と翻訳公証の提出が必要です。
 必要書類を揃えて日本化粧品工業連合会へ申請し、証明書を発行していただく必要があります。

自由販売証明（様式3）



日本化粧品工業連合会は製造販売業者の氏名（法人にあっては、名称）製造販売業者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）によって製造販売された下記化粧品が、日本国医薬品医療機器等法の規定に準拠して、厚生労働省の監督のもとに製造（輸入）され、かつ、日本国内において販売することを認められているものであることを証明します。

中国向け輸出証明書



⑨ 製品品質安全規制要求 & 製品技術要求（企業基準）

必要に応じて提出をお願いする資料です。

製品品質安全規制要求

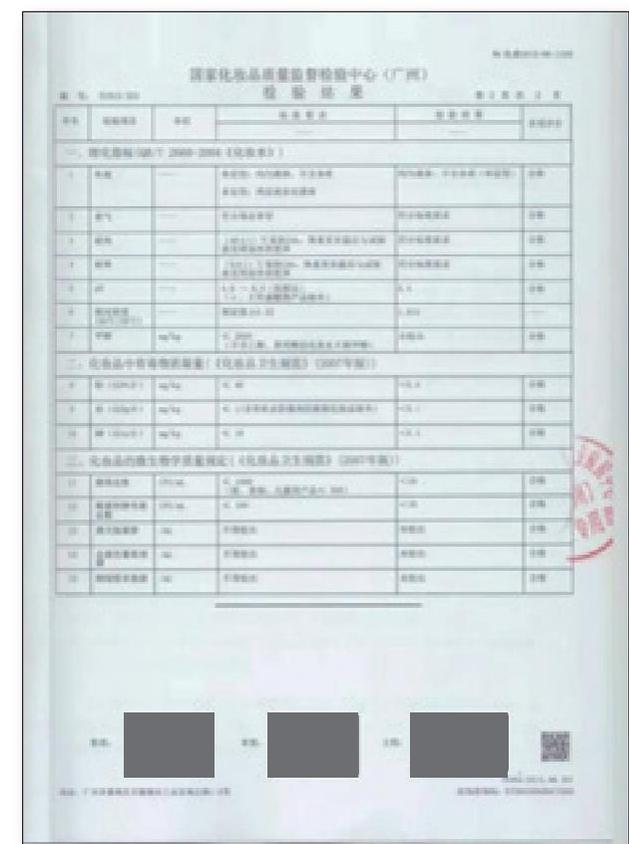
- 1 色・匂い・物理性質など感覚器官に基づく製品情報
- 2 微生物指標、衛生科学指標（検査機関での検査結果に沿って作成）
- 3 pH値と測定方法（パーマメント・脱毛・シミ取り関連製品、及びアルファヒドロキシ酸(AHA) が3%以上含まれる製品のみ必要）
- 4 日本での品質安全関連書類で、上記（1）～3）に該当しない内容
- 5 保存条件と保存期間
- 6 <化粧品衛生規範>に従う旨の誓約書

製品技術要求

- 1 製品成分（⇒資料③）
- 2 生産過程（⇒資料⑬）
- 3 色・匂い・物理性質など感覚器官に基づく製品情報
- 4 微生物指標、衛生科学指標（検査機関での検査結果に沿って作成）
- 5 使用方法と注意事項（⇒資料④）
- 6 保存条件と保存期間

ご提示いただいた資料に基づき、弊社で整理し、<製品品質安全規制要求>と<製品技術要求>書類を作成致します。

⑩ 検査機関が発行した検査報告書および関連書類

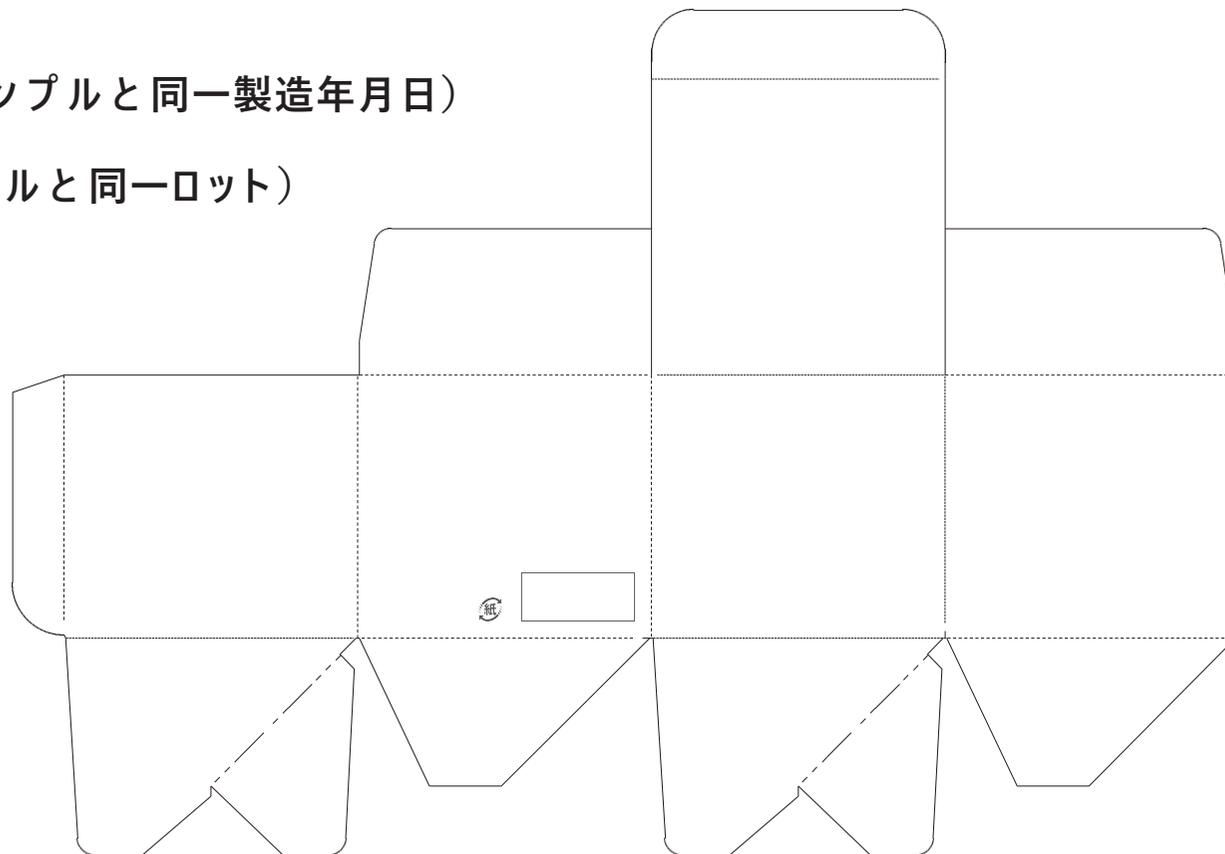


⑪ 輸入前の製品包装（製品ラベル、製品説明書を含むパッケージデータ）

製品の元々のパッケージデータ（製品表示ラベル、説明書、保証書含む）のご提示が必要です。
これらについては中文翻訳を行いますが、
中国市場向けにパッケージをデザインしたものは併せてご提示ください。
また、別途下記のデータもお送りください。

①使用有効期限（お送りいただくサンプルと同一製造年月日）

②ロット番号（お送りいただくサンプルと同一ロット）



⑫ 委託加工契約書と委託加工業者の品質証明書類

製品の元々のパッケージデータ（製品表示ラベル、説明書、保証書含む）のご提示が必要です。
これらについては中文翻訳を行いますが、
中国市場向けにパッケージをデザインしたものがあある場合は併せてご提示ください。
また、別途下記のデータもお送りください。

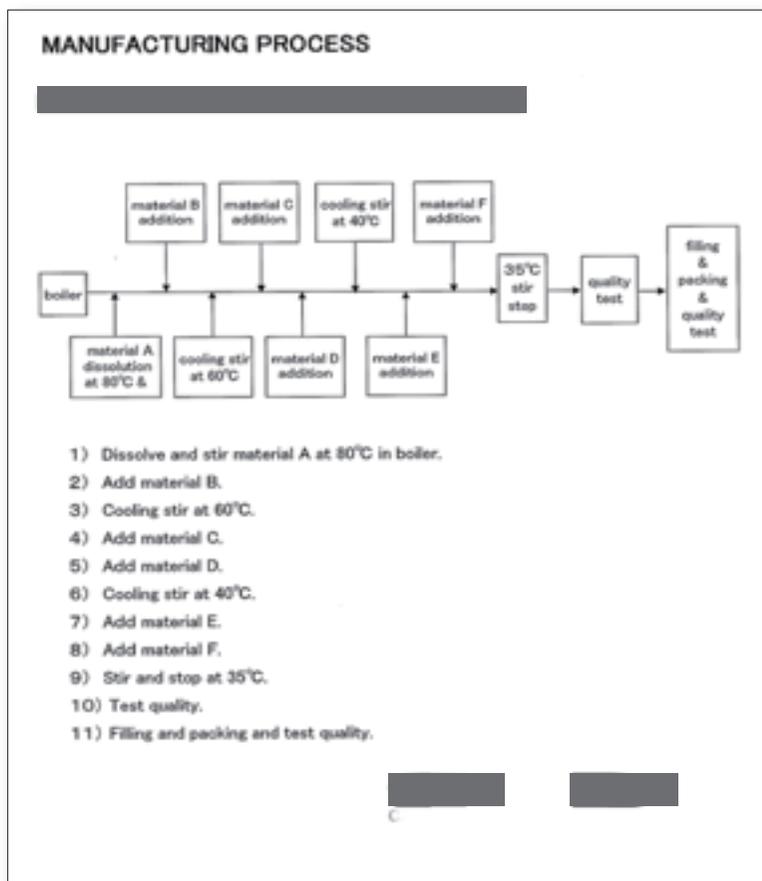
- 生産受託業者との契約書
- 生産受託業者の品質管理・安全管理証明
(製造管理及び品質管理の基準)



⑬ 生産プロセス

工場内での製造プロセスの説明が必要です。

■ 他社様の提示例（モザイク済み抜粋）



A	1,18,27
B	1,2,3,4,5,6,7,8,9,12,13,16,24,25,26
C	28
D	1,10,11,14,15,17,22,23
E	29
F	1,19,20,21

No.	SET	INCI	中国INCI
1	A/B/D/	Water	水
2	B	Cocamidopropyl Betaine	椰油酰胺丙基甜菜碱
3	B	Sodium Methyl Cocoyl Taurate	甲基椰油酰基牛磺酸钠
4	B	Glycerin	甘油
5	B	Sodium Laureth-4 Carboxylate	月桂醇聚醚-4 羧酸钠
6	B	Laureamidopropyl Betaine	月桂醇酰胺丙基甜菜碱
7	B	Sodium Lauroyl Sarcosinate	月桂醇甜菜碱钠
8	B	Sodium Cocoyl Glutamate	椰油酰谷氨酸钠
9	B	Decyl Glucoside	癸基葡萄糖苷

⑭ 化粧品の原料及び原料の提供元が狂牛病発生地域の危険物質・利用禁止・制限

必要に応じて提出をお願いする資料です。

製品内の安全上リスクとなりうる物質がある場合、安全評価資料（化粧品に使用されている原料及びその出所がBSE区域高リスク物質使用制限/禁止要求に適合していることを示す誓約書）の提出が必要となります。

例えば、日本では使用が許可されていても中国では使用が禁止もしくは制限をかけられている成分が、carryoverとして混入している可能性がある場合、当該資料に記載しておく必要があります。

■ 化粧品中可能带来安全性风险物质原料

序号	原料名称	风险物质名称	备注
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			

⑯ 新原料の研究開発資料

- 1 原料の研究開発のバックグラウンド、過程及び関連技術書類
- 2 原料の名称、由来、分子量、分子式、分子構造、物理性質、化学性質
 - 名称に関して
 - IUPACまたはCAS、INCI及び中国語名称、商品名、該当原料が商品での使用規格など。
天然由来成分の場合はラテン名も必要。
 - 由来に関して
 - 原料は混合物でなくてはならない。但し、製造過程で止む得なく混入する場合はこの限りではない。
 - 分子量・分子式・分子構造に関して
 - 科学的根拠（NMR、MS、赤外線分析結果など）も提出すること、
ポリマー体の場合は平均分子量と分布状況も提出すること。
 - 物理性質・化学性質に関して
 - 色、匂い、物質状態、溶解度、融点、沸点、比重、蒸気圧、pH値、pKa値、屈折率、旋光率。
- 3 原料が製品に対する使用目的、使用範囲、安全性を基づいた使用上限とその根拠、注意事項と警告文など
- 4 日本において該当原料が化粧品での使用状況

ご提示いただいた資料に基づき、弊社で整理し、書類を作成致します。

①⑦ 新原料の生産プロセス

①③ 生産プロセスを参照

①⑧ 新原料の安全規制要求

☑ 規格

原料の含有量、不純物の種類と含有量、不純物の物理化学性質・情報など。

☑ 検査方法

原料の定性および定量、不純物の検査方法など。

☑ 考えられる安全性リスク物質及びコントロール処置など。

ご提示いただいた資料に基づき、弊社で整理し、書類を作成致します

。

⑱ 毒性及び安全性評価資料（日本での毒性及び安全性試験データ）

- | | | | |
|---|------------------|---|-----------------|
| 1 | 急性経口毒性試験・経皮毒性試験 | 5 | 突然変異試験（遺伝子、染色体） |
| 2 | 皮膚及び目の刺激性・腐食性試験 | 6 | 奇形試験 |
| 3 | 皮膚過敏性試験 | 7 | 慢性毒性・がん性試験 |
| 4 | 皮膚光毒性試験、皮膚光過敏性試験 | 8 | 毒物代謝及び動態試験 |

以下の条件が備えば、試験データの提出が一部免除される

A 防腐剤・日焼け止め・着色剤・ヘアカラーに該当しない原料の場合

⇒ ① ② ③ ④ ⑤

B 条件Aかつ、日本で化粧品原料として4年以上使用され、健康被害がなかった場合

⇒ ① ② ③ ④

C 日本で食品原料（食用可）として承認されている原料の場合

⇒ ① ③ ④

D 平均分子量が1000ドルトン以上のポリマー体

⇒ ① ④

E 化粧品と化粧品原料が日本当局（PMDA）承認済みであり、原料は安全だと評価されている場合、上記試験データの提出は免除される場合がある。但しこの場合、PMDAが認可下った際の承認・評価結果と関連資料を提出する。

その他の提出が必要なもの

①使用有効期限（お送りいただくサンプルと同一製造年月日）

製品ごとに検査に必要なサンプル数を決定させ、中国へ発送していただきます。
通関のため、事前に検査機関に申請して、検査機関から税関に通関許可認証を出してもらう必要があります。在華責任会社様の捺印が必要です。

他社様の上海検査機関への
申請書例（モザイク済み）



②効能成分とその根拠として使用する科学文献データ （育毛、ダイエット、美乳等の化粧品に限る）

→必要に応じて提出

关于出具“进口化妆品证明函”的申请

上海食品药品检验所：

我单位拟向国家食品药品监督管理总局（CFDA）申请附表中所列进口化妆品的卫生许可批件。根据国家有关规定，需提供产品进行相关检验。我单位特此申请贵所向海关及出入境检验检疫局出具附表所列产品的“进口化妆品证明函”，用以协助送检产品通关。

我单位承诺附表中所列产品通关后将委托贵中心进行相关检验，并确认所有产品仅会被用于申报相关用途，不会用于市场销售。

备注：以上产品自上海机场出入境检验检疫局进关。海关
关口名称：上海海关。

2017年12月25日

附表：

序号	产品名称	规格	数量
1			19盒
2			19盒
3			19盒
4			19盒

■ 登録の証となる証明書

国家食品药品监督管理总局
进口非特殊用途化妆品备案凭证

国妆备进字201711772

株式会社珈思美:

根据《化妆品卫生监督管理条例》及其实施细则有关规定,对你单位的以下产品予以备案,备案有效期至2021年10月29日。

产品名称	中文	珈思美马油洗发液
	英文	COSME HORSE OIL SHAMPOO
生产企业	中文	株式
	英文	Cosme Station Co.,Ltd
生产国(地区)	日本	地址
在产品申报责任单位	名称	上海珈思美贸易有限公司
	地址	中国(上海)自由贸易试验区银城中路488号18层1802B-12室
备注		

请于批件有效期届满4个月前提出延续申请

国家食品药品监督管理总局未组织对本产品卫生安全性进行技术审核,本备案凭证不作为对产品卫生安全质量的认可。

二〇一七年十一月二日
No. 1016827

国家食品药品监督管理总局
进口非特殊用途化妆品备案凭证

国妆备进字201711771

根据《化妆品卫生监督管理条例》及其实施细则有关规定,对你单位的以下产品予以备案,备案有效期至2021年10月29日。

产品名称	中文	珈思美马油爽肤水
	英文	COSME HORSE OIL TONER
生产企业	中文	株式
	英文	Cosme Station Co.,Ltd
生产国(地区)	日本	地址
在产品申报责任单位	名称	上海珈思美贸易有限公司
	地址	中国(上海)自由贸易试验区银城中路488号18层1802B-12室
备注		

请于批件有效期届满4个月前提出延续申请

国家食品药品监督管理总局未组织对本产品卫生安全性进行技术审核,本备案凭证不作为对产品卫生安全质量的认可。

二〇一七年十一月二日
No. 1016826

NMPA登録完了後の流れ

中文ラベル作成

商品裏面情報を中国語に翻訳

中文ラベルの申請

輸入先(入港先)通関への申請

テスト通関

少量輸送で通関での登録

一般貿易スタート

大量輸送スタート

※NMPAの有効期間は4年です。
 ※期限切れの8~10ヵ月前に更新手続きをする必要があります。
 (更新費用は約200,000円(実費請求とさせていただきます))



社名	GUNA化粧品株式会社 Guna Cosmetics Co.,ltd
代表 本 社	楊 曙光 〒556-0014 大阪府大阪市浪速区大国1-7-21-華菱ビル201 TEL:06-6616-9341 FAX:06-6616-9342
資 本 金	10,000,000円
設 立	2021年1月18日
取 引 銀 行	中国銀行大阪支店・りそな銀行・三菱UFJ銀行・みずほ銀行
事 業 内 容	<ul style="list-style-type: none">• 中国輸出サポート• NMPA申請代行• 化粧品 国内外販売• 貿易業 容器の輸入及び販売代行
在 華 責 任 法 人	寧波光尔涛商貿有限公司